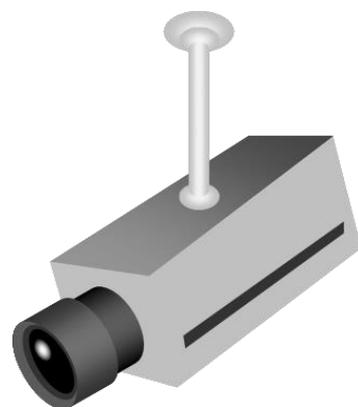


令和6年度

宇治市防犯カメラ設置事業

補助金の手引き



問い合わせ・申請先

宇治市役所 総務・市民協働部 総務課

電話 0774-20-8700 (直通)



ちはや姫

この事業の財源には、福祉の発展及び充実のために市民の方から寄せられた寄附金（宇治市福祉未来基金）が使われています。

1. 事業の目的

本事業は、高齢者や子どもの見守り、犯罪抑止、体感治安の向上を目的として町内会等が設置を行う防犯カメラについて、有用性と個人情報の保護との調和を図りながら、普及促進を目指すものです。

また、一定の要件を満たす場合には、費用の一部について補助します。

2. 補助の交付対象

宇治市内に防犯カメラを設置される規約及び代表者を定めた町内会・自治会等の団体。

3. 補助対象となる経費

- カメラ、録画装置、中継器その他の防犯カメラを構成する機器の購入に係る経費
 - ケーブル、設置を示すプレートその他の防犯カメラ設置に必要な工事費を含む経費
- ※電気代や修理費等の維持管理費は対象となりません。

4. 補助額

補助対象経費の2分の1の額（千円未満切捨て）で、1台の防犯カメラにつき上限10万円。

ただし、1町内会等につき2台までを補助対象とします。

5. 補助要件

- ① 交付申請時に設置されておらず、各年度の3月31日までに宇治市内に設置されるもの。
- ② 高齢者や子どもの見守り、犯罪（不法投棄を除く）の抑止、体感治安の向上のため特定の場所に継続的に設置されるカメラであって、昼夜を通して録画すること。
 - ・ごみ収集場や、投棄の多い山道等、不法投棄の防止を目的とする場合は補助の対象となりません。
 - ・昼間のみの録画や連続しての録画を行わないカメラは補助の対象となりません。
- ③ 道路、公園、その他不特定多数の者が利用する場所を中心、(撮影する画像面積の概ね2分の1以上)に撮影すること。
※撮影範囲に個人宅がやむなく入る場合は、同意を得てください。
- ④ 防犯カメラの設置場所に、防犯カメラが設置されている旨及び設置者の名称を明確かつ適切な方法で表示すること。
- ⑤ 管理等のために一時的に画像を確認する目的以外において、画像の閲覧ができないようにすること。
※常に画像がモニターに映されている等のカメラは対象となりません。
- ⑥ 京都府が定める「防犯カメラの管理・運用に関するガイドライン（※）」に基づき、管理運用規程を定めること。 ※府ホームページに掲載しています。
- ⑦ 防犯カメラを設置することについて、当該設置場所の所有者（所有者以外に当該設置場所を使用する権利を有する者がいる場合は、当該権利を有するものを含む。）の同意を得ること。
- ⑧ 防犯カメラを設置することについて、道路法その他の法令に基づく許可等が必要な場合は、当該許可等を受けること。
- ⑨ 同一の事業について、他の補助制度等により補助を受けようとしている場合は、この要項に基づく補助金の交付を申請することができませんのでご注意ください。

6. 設置に係る許可関係の相談・申請先

私道・私有地の占用について	各土地所有者
建物や電柱等の構造物への 添架について	各所有者
府道の占用について	京都府山城北土木事務所 施設保全課 TEL 6 2 - 0 0 4 7 (代)
市道の占用について	宇治市建設総務課 占用係 TEL 2 2 - 3 1 4 1 (代)
カメラ本体、プレート等の色彩に ついて	宇治市歴史まちづくり推進課 景観係 TEL 2 2 - 3 1 4 1 (代)
埋蔵文化財包蔵地内の掘削につい て	文化財保護係 TEL 2 2 - 3 1 4 1 (代)
公園内の設置について	宇治市公園緑地課 緑化推進係 TEL 2 2 - 3 1 4 1 (代)

※ 道路付属物（街灯・標識等）への添架及び市道区域内での防犯カメラのための単
柱の設置はできません。

※ 公園内の設置については、公園内の犯罪抑止・体感治安の向上を目的とし、公園内
を撮影するものとしてください。

公園灯、標識などへの添架はできません。防犯カメラは単柱での設置となります。
公園管理、安全基準確保のため設置ができない場合があります。

また、電源引き込みができない場合があります。電気店と十分な確認をお願いします。

7. その他

- ・補助により設置した防犯カメラは少なくとも5年間は、適切に管理してく
ださい。添架や占用している場合は、許可権者に従って撤去するまで適切
な管理が必要です。
- ・本補助金を利用して設置された防犯カメラについては、その設置場所等を
関係機関に情報提供する場合がありますので、ご了承ください。
- ・3台目以降の設置を公園などに考えている場合は、一度総務課までご相談
ください。



☆補助申請の流れ☆

事前協議

【受付期間 令和6年5月7日～】

補助の申請に先立って、要項第2号様式により、必ず総務課担当職員と事前協議を行ってください。



補助の申請

【受付期間 令和6年6月3日～12月27日】

※申請額が予算額に達した時点で、受付を終了します。

申請書（要項第1号様式）には、下記の書類を添付してください。

- (1) 事業実施計画書（要項第1号 - 2様式）
- (2) 収支予算書（見積書等を添付すること）
- (3) 複数事業者から事業提案を受けたことを証する書類（複数事業者からの見積書など）
- (4) 防犯カメラの仕様が分かる資料（仕様書、カタログなど）
- (5) 配置図（防犯カメラの設置場所が分かる図面）
- (6) 付近見取図（内容が分かれば、(5)と(6)の兼用も可）
- (7) 防犯カメラの設置場所の現況写真
- (8) 町内会等の規約及び役員名簿
- (9) 議事録の写しなど、防犯カメラを設置することを町内会等として決定したことを証する書類
- (10) その他別に定める書類



補助金の交付決定

審査のうえ、交付決定を行います。（※）

※決定通知書は郵送します。



事業の着手

必ず交付決定を受けてから事業に着手してください。

※設置に係る同意書・許可書は取得次第、速やかに提出してください。



事業終了

必ず3月末までに事業を終了してください。

3月末までに終了しない場合、補助金のお支払いが出来ません。

事業終了報告

事業終了後、速やかに提出してください。

報告書（要項第6号様式）には、下記の書類を添付してください。

- (1) 防犯カメラの設置に係る領収書、その他事業者へ支払いしたことを証する書類
- (2) 防犯カメラを設置する事業に関する決算書及び事業総額、経費の内訳が分かる請求書等の写し
- (3) 防犯カメラ設置後の現況写真（カメラ、録画装置及びプレートなど）
- (4) 撮影された画像
- (5) 防犯カメラの管理規程

補助金の確定



補助金の請求

要項第7号様式の請求書に、口座振替依頼書を添付してください。

補助金の交付

